

福崎町自治基本条例（素々案）

1 条例の構成	1 ページ
2 条例目次	
前 文	2 ページ
第1章 総則	4 ページ
第2章 町民・議会・町長等	7 ページ
第3章 行政運営の基本原則	
第4章 参画と協働	
第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力	
第6章 条例の運用や見直し	

平成24年9月

条例の構成

前 文

第1章 総 則

- 第1条 目 的
- 第2条 定 義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 基本原則

第2章 町民・議会・町長等

第1節 町 民

- 第5条 町民の権利
- 第6条 町民の責務

第2節 議 会

- 第7条 議会の責務
- 第8条 議員の責務

第3節 町長等

- 第9条 町長等の責務
- 第10条 職員の責務

第3章 行政運営の基本原則

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 総合計画 | (6) 危機管理 |
| (2) 行政評価 | (7) 行政手続 |
| (3) 行政組織 | (8) 公益通報 |
| (4) 財 政 | (9) 説明責任等 |
| (5) 法 務 | |

第4章 参画と協働

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 情報共有 | (5) 参画と協働 |
| (2) 情報提供 | (6) 町民意見の聴取 |
| (3) 情報公開 | (7) 附属機関等への参加等 |
| (4) 個人情報保護 | (8) 住民投票 |

第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力

- (1) 国や他の地方公共団体との関係
- (2) 国際交流

第6章 条例の運用や見直し

■ 前 文 ■

福崎町は、まちの中央部に清流市川が南北に貫流し、周辺の多くを田園や山の緑に囲まれ、豊かな自然に恵まれたまちです。大庄屋三木家住宅などの歴史的遺産や民俗学者 柳田國男など多くの文化人を輩出している歴史と文化の薫る町でもあります。また、町のやや南側の中央部で中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交差し、「福崎インターチェンジ」を有する交通の要衝地として発展してきました。

私たちは、先人のたゆまぬ努力によって、躍進を続けるこのまちを受け継ぎ、暮らしています。この豊かな自然環境を守りながら、誰もが希望と誇りをもって暮らすことができるまちに発展させ、未来の福崎町民に引き継ぐ責任を負っています。

これまでも、暮らしていてよかったと思える、活力にあふれ安全で安心して暮らせるまち、人をいたわり互いの尊厳や人権を大切にし、豊かな心が触れ合う優しさにあふれたまちを目指してきました。

しかし、こうしたまちづくりの取り組みをさらに進化させ、質を高めるには、議会や町長等だけでなく、町民一人ひとりが福崎町を構成している主体であることを自覚して、積極的に役割分担をして、かかわっていくことも必要となってきます。

一方、国においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進展する中、福崎町でも、地方自治をさらに発展させ、地域のことは地域の責任のもとに決定する社会の実現が求められており、町民、議会及び町長等が互いに連携を深めながら、これまで以上に協働してまちづくりを進めていくことが必要です。

大切なのは、これからの「福崎の自治」の主体となっていかなければならないのは、議会や町長等だけではなく町民だという意識です。こうあってほしいと望むまちに、議会や町長等と協力し、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになっていきます。

福崎町自治基本条例は、町民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、町民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「町政運営の実現」という、福崎のまちづくりを担う全員が共有しなければならない最も大切なことを定めた、「福崎町の自治の基本」となるものです。

この条例が、未来に誇れる福崎町のまちづくりの指針となることを目指します。

【説明】

自治基本条例をつくるにあたっての思いなどを、できるだけ分かりやすく表現するために、前文を置いています。

前文には以下の内容を盛り込んでいます。

- ①福崎の地理的、歴史的背景及び文化
- ②自治の前提となる人権の尊重
- ③地方自治の変化、それに伴う地方公共団体のあり方
- ④町民、議会、行政が一体となったまちづくりの推進
- ⑤自治基本条例を制定する意義・決意

■ 第1章 総 則 ■

(目 的)

第1条 この条例は、福崎町における自治の基本的事項を定めるとともに、町民の権利と役割、議会及び町長等の責務を明らかにし、参画と協働による町民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

【説明】

・本条では、福崎町の自治（まちづくり）を推進するにあたっての基本的な事柄をルールとして定めるとともに、町民、議会、町長等の役割や責務などを明らかにして、自助・自立（律）・共助・公助のまちづくりを基本理念に、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。

(定 義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」という。）、町内へ通勤又は通学する者及び町内で事業又は活動を行うものをいう。
- (2) 町長等 町長及びその他の執行機関（教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会）をいう。
- (3) 町 議会及び町長等をいう。
- (4) 参画 町民が町政及び地域のまちづくりに主体的に参加することをいう。
- (5) 協働 町民と町又は町民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力することをいう。

【説明】

条例中の言葉の意味をあらかじめ定め、解釈上の疑義をなくすために定めています。

- ・ 第1号の「町民」は、福崎町の住民基本台帳に記載されている者及び、福崎町内で活動する者もまちづくりを行うものと捉え、町内で働く者・就学する者・活動する団体・事業を営む者をいいます。
- ・ 第2号の「町長等」とは、町長と教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会からなる町の執行機関をいいます。また、公平委員会については、福崎町の場合、神崎郡3町で共同設置しています。公平委員会とは、職員の不利益処分に対する不服申し立てなどを審査する機関です。
- ・ 第3号の「町」とは、議会と町長及びその他の執行機関をいいます。
- ・ 第4号の「参画」は、計画の策定、事業の実施、評価を行う等の過程において、単に参加するだけでなく、主体的に意思形成に関わることであり、自らの発言に対して責任ある行動を求めることを定めています。
- ・ 第5号の「協働」は、町民、議会及び町長等が互いの立場を理解し、尊重しながら、対等な立場でそれぞれの役割と責任に基づき、同じ目的達成のために協力しあうこととして定めるものです。

町民は、過度な行政依存に、町長等は、行政主導にならないようにするとともに、責任を押しつけあうことがないよう努めることを定めています。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

2 町は、自治に関する他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図るものとする。

【説明】

・ 自治基本条例と他の条例との間に優劣の関係はありません。しかし、福崎町におけるまちづくりの基本的なルールを示しているので、他の条例等は、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重して、整合性を図らなければならないこととしています。

(基本原則)

第4条 町民及び町は、次の各号に掲げる基本原則により、自治の運営を行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 町民の参画により町政運営及びまちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働して町政及び地域の課題の解決に当たること。

【説明】

- ・ 第1号ではまちづくりを進めるにあたっては、町政に関する情報に関し、お互いに共有することが前提となります。そのためには、町政情報を適切な時期にわかりやすく提供することが重要であることを定めています。
- ・ 第2号では町が町政運営やまちづくりを行うときは、町民が主体的に参画できる機会を積極的に設けることを定めています。
- ・ 第3号協働のまちづくりを推進していくために、町民及び町が対等のパートナーとして、町政、地域の課題等の解決及び活性化について協力してとりくむことを定めています。

■ 第2章 町民・議会・町長等 ■

第1節 町民

（町民の権利）

第5条 町民は、町政に関する情報について、知る権利を有する。

2 町民は、まちづくりに参画する権利を有する。

【説明】

- ・町民は、基本原則を踏まえて、協働のまちづくりを推進するために、町が保有する情報については、個人情報等の保護をしなければならない情報を除き、情報を知ることができることを定めています。
- ・町民が町政運営やまちづくりに関し、参画する権利があることを定めています。

（町民の役割）

第6条 町民は、次の各号に掲げる役割を果たすよう務めるものとする。

- (1) まちづくりに主体的にかかわること。
- (2) まちづくりにおいて行政と協働すること。
- (3) 民間相互で協働すること。

2 地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動（以下これらを「町民活動」という。）に取り組む団体は、地域の活性化に資する活動となるよう努めるものとする。

3 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

【説明】

- ・まちづくりを推進するために、町民自らが積極的にかかわること、行政と協働しながら、または、町民同士が協働することを定めています。
 - ・自治会等の地域コミュニティやNPO及びボランティアの活動を行う団体は、地域の活性化に繋がる取り組みに努めることを定めています。
 - ・事業者も町民としています。町内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体である事業者は、地域社会を構成する一員として、町民としての権利も有しますが、まちづくりに対する役割が大きいことから、特に事業者の社会的責任として、居住環境などの環境に配慮して地域社会との調和を図るよう努めることを定めています。
- 事業者は、事業活動を通じて雇用の創出、納税などによって地域社会に貢献しています。また、福崎町内においては積極的に地域貢献活動を行っている企業もあります。

第2節 議 会

（議会の責務）

第7条 議会は、市政の重要な意思決定及び市政運営の監視機関であり、その役割と責務を果たすために、町民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。

【説明】

・議会は、町民から信託を受けた議員をもって構成される福崎町の意思決定機関であるとともに、全町的な視点のもとに適正な市政運営が行われているかどうかを監視する機関でもあり、その役割と責務を果たすため、町民の要望ニーズの把握を積極的に行い、透明性を確保し、町民が身近に感じる議会運営に努めることを定めています。

（議員の責務）

第8条 議員は、公正かつ誠実に議会活動を行い、自己研鑽に努め、町民全体の利益の向上について考え、町民の信頼に応えるよう努めるものとする。

【説明】

・議員は、公正・誠実に職務を遂行し、職務に当たることを定めています。つまり、議会活動を通じて、町民の意見を的確に捉え、市政に反映させていくために、町民全体の利益を優先して行動し、町民福祉の増進に寄与するよう努めることを定めています。

第3節 町長等

（町長等の責務）

第9条 町長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、行政機能を発揮するものとする。

2 町長は、町民の代表者として、町民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性の高い町政を運営するものとする。

3 町長は、町民の福祉の向上等、まちの活性化に向け必要な政策、施策及び事業（以下これらを「政策等」という。）を講じるものとする。

【説明】

- ・町長等は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言いますが、この条項では、そのぞれの属する事務を公正かつ誠実にを行い、かつ、お互い連携をとって、それぞれの行政機能が最大限に働くようにするものです。
- ・町長は、町民から信託を受けた代表者として、公正かつ誠実に透明性のある町政運営の職務を遂行するものとしています。
- ・町長は、町民福祉や行政サービスなど、まちの発展・向上のために必要な対策を行うものとします。

（職員の責務）

第10条 職員は、町民全体の奉仕者として、法令、条例及び規則等を遵守し、公正、公平かつ誠実に、全力で職務に専念するものとする。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、町民の目線に立ち、町政を運営するものとする。

3 職員は、職務に必要な能力の向上に努めるものとする。

【説明】

- ・職員は、全体の奉仕者としての、法令・条例・規則等を遵守し、公正、公平、誠実かつ全力を挙げて職務を遂行するものと定めています。
- ・職員は、町民とともにまちづくりを推進していくとの意識を持ち、町民の視点によるきめ細やかな町政運営をするものとしています。
- ・職員はまちづくりを進めていくために、自らの知識や技能の向上に努めなければならないものとしています。